

# 歯科健康診査業務委託について

新規事業として、本組合が一般社団法人埼玉県歯科医師会に業務委託をして、歯科健康診査を実施します。つきましては、下記事項をご留意のうえ、歯科健康診査を受けていただきますようお願いいたします。

なお、受付開始は6月1日からとなりますのでご注意ください。



## 対象者

組合員(任意継続組合員は除く。)とします。



## 健診費用

1年度内1回を限度に、共済組合が全額負担します。



## 健診項目

歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態の健診などを行います。



## 受診できる医療機関

歯科医師会に加入している県内の歯科医療機関で受診できます。

なお、歯科医師会に加入している歯科医療機関については、歯科医師会のホームページ又は本組合のホームページで確認してください。



## 実施期間

通年で受診できます。



## 申込み方法等

- (1) 受診希望者は、歯科医療機関に直接電話等で予約を取ります。  
なお、予約の際、「埼玉縣市町村職員共済組合の歯科健康診査」である旨を必ず歯科医療機関に伝えてください。
- (2) 予約後、「歯科健康診査申込書」を各所属所の共済事務担当課又は、本組合のホームページからダウンロードして、健診日の30日前までに共済事務担当課に提出してください。
- (3) 申込書提出後共済組合から、「埼玉縣市町村職員共済組合歯科健康診査票」を発行しますので、必要事項を記入のうえ、健診当日に医療機関の窓口へ提出して受診してください。
- (4) 健診結果については、健診を行った歯科医療機関において、健診日当日に通知します。



## その他

- (1) 健診の結果、歯石の除去、虫歯の治療等が必要な場合は、保険診療(自己負担)となります。
- (2) 不明な点は、福祉課までお問い合わせください。

受付開始は  
6月1日からです。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305